

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 誓約書、保証人及び学生情報登録票（第2条～第4条）
- 第3章 健康診断（第5条）
- 第4章 学生証（第6条～第8条）
- 第5章 各種証明（第9条～第12条）
- 第6章 休学、復学、転学及び退学（第13条～第16条）
- 第7章 学生団体等（第17条～第21条）
- 第8章 集会等（第22条・第23条）
- 第9章 学外活動（第24条）
- 第10章 学内掲示、印刷物の発行及び寄附募集等（第25条～第27条）
- 第11章 施設等の使用（第28条～第35条）
- 第12章 雑則（第36条）

第1章 総則

（趣旨）

第1条 埼玉県立大学（以下「本学」という。）の学生が遵守すべき事項については、埼玉県立大学学則（平成22年規則第1号。以下「学則」という。）又は本学の諸規程に定めがある場合を除き、この規程の定めるところによる。

第2章 誓約書、保証人及び学生情報登録票

（誓約書）

第2条 本学の学生になろうとする者は、「誓約書（様式第1号）」に署名し、入学手続時に学長に提出しなければならない。

2 本学の学生となった者は、本学の学生であることを自覚し、前項の誓約を守らなければならない。

（保証人）

第3条 本学の学生になろうとする者は、その身元を保証するため、保証人1人を定め、「保証書（区分に応じ様式第2号から様式第2号の6のいずれか）」を入学手続時に学長に提出しなければならない。

2 保証人は、保護者又はこれに代わる者で、保証する学生の身上及び授業料の納付について、その責に任ずる。

3 学生は、保証人を変更したとき又は保証人が住所を変更したときは、直ちに「保証人等変更届（様式第3号）」を提出しなければならない。

4 保証人は、保証する学生の授業料債務の履行状況について、所定の手続を行い、情報の提供を受けることができる。

（学生情報登録票）

第4条 学生は、「学生情報登録票（様式第4号）」に必要事項を記入し提出、又は所定の手続を行い、入学後速やかに学生情報を登録しなければならない。

2 学生は、前項の学生情報登録票の記載事項に変更のあったときは、直ちに「氏名・住所等変更届（様式第5号）」を提出しなければならない。

- 3 学生は、旧姓又は通称名を使用しようとするときは、学長の許可を得なければならない。旧姓又は通称名の使用に関し必要な事項は、別に定める。

第3章 健康診断

(健康診断)

第5条 学生は、毎学年定期又は臨時に行う本学の健康診断を受けなければならない。

- 2 学生は、前項の健康診断の結果に基づいて本学が行う保健指導上の指示に従わなければならない。

第4章 学生証

(学生証)

第6条 学生は、入学の際、学生証の交付を受けるものとする。

- 2 学生は、常に学生証を携帯し、本学の教職員から求められたときは、直ちにこれを提示しなければならない。

- 3 学生証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

(学生証の再交付)

第7条 学生は、学生証を紛失し、若しくは汚損したとき、又は記載事項に変更が生じたときは、「学生証再交付願（様式第6号）」を提出し、再交付を受けなければならない。

(学生証の返還)

第8条 学生は、次の各号に該当するときは、直ちに学生証を返還しなければならない。

- 一 卒業、修了、退学又は除籍により学籍を失ったとき
- 二 有効期限が到来したとき

第5章 各種証明

(通学証明書)

第9条 実習により公共交通機関の通学定期乗車券を購入するため、通学証明書の交付を希望する学生は、「通学証明書交付願（様式第7号）」を提出、又は所定の手続きを行い、その交付を受けることができる。

(学生旅客運賃割引証)

第10条 旅行するため、学生旅客運賃割引証の交付を希望する学生は、所定の手続きを行い、その交付を受けることができる。

(成績証明書)

第11条 成績証明書の交付を希望する学生は、「成績証明書交付願（様式第8号）」を提出、又は所定の手続きを行い、その交付を受けることができる。

(その他の証明書)

第12条 学生は、在学証明書、卒業（修了）見込証明書、各種資格取得見込証明書等の交付を希望するときは、所定の手続きを行い、その交付を受けることができる。

第6章 休学、復学、転学及び退学

(休学)

第13条 学則の規定に基づき休学しようとする学生は、本人及び保証人連署の「休学願（様式第9号）」を学長に提出しなければならない。

- 2 前項において休学の理由が疾病又は傷害によるときは、医師の診断書を添付しなければならない。

(復学)

第14条 学則の規定に基づき復学しようとする学生は、本人及び保証人連署の「復学願（様式第10号）」を学長に提出しなければならない。

2 前項において復学の理由が疾病又は傷害の回復によるときは、医師の診断書を添付しなければならない。

(転学)

第15条 学則の規定に基づき他の大学等へ入学又は転入学を志願しようとする学生は、本人及び保証人連署の「転学願（様式第11号）」を学長に提出しなければならない。

(退学)

第16条 学則の規定に基づき退学しようとする学生は、本人及び保証人連署の「退学願（様式第12号）」を学長に提出しなければならない。

第7章 学生団体等

(団体の設立)

第17条 学生が、学内において学生団体（以下「団体」という。）を設立しようとするときは、「学生団体設立願（様式第13号）」に規約を添えて提出し、学長の許可を受けなければならない。

2 前項の団体の設立に当たっては、本学の専任の教授、准教授又は助教のうちから顧問教員を定めなければならない。

3 団体が、規約又は第1項の学生団体設立願の記載事項を変更しようとするときは、「学生団体規約等変更届（様式第14号）」を提出しなければならない。

(自治会)

第18条 本学学生全員で組織する団体（以下「自治会」という。）については、第17条、第19条及び第20条の規定は適用しない。

2 自治会は、その設立目的達成のための活動を行うものとし、また、会則及び会員の承認を必要とする重大な議決事項について、その内容を学長に報告するものとする。

(団体の定期報告)

第19条 団体は、毎年5月末日までに、前年度の活動状況等を記載した「学生団体活動報告書（様式第15号）」を提出しなければならない。

2 前項の規定に基づく報告書の提出がなされないときは、団体は解散したものとみなすことができる。

(団体の解散)

第20条 団体が解散しようとするときは、解散理由及びその他必要事項を記載した「学生団体解散届（様式第16号）」を提出しなければならない。

(活動の制限等)

第21条 学生又は団体（以下「学生等」という。）は、学内において特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治活動若しくは特定の宗教のための宗教活動を行ってはならない。

2 学生等が次の各号のいずれかに該当するときは、学長は、当該学生等の活動を停止するとともに当該団体の設立の許可を取り消すことができる。

一 その行為が本学の定めた諸規程に違反し、又は学内の秩序を乱し、若しくは教育研究に支障をきたす恐れがあると認められるとき。

二 団体の活動中に事故が発生するなど、その運営が適正に行われなかったとき。

三 団体の会員が不祥事に関係し、かつ、それが団体の活動に密接な関連のあったとき。

第8章 集会等

(集会等の開催)

第22条 学生等が学内において集会等を開催しようとするときは、その7日前までに「学生集会等開催願（様式第17号）」を提出し、学生支援センター長の許可を受けなければならない。

(集会等の解散)

第23条 学生支援センター長は、集会等が本学の目的に著しく反すると認めるときは、当該集会等の解散を命ずることができる。

第9章 学外活動

(学外での課外活動)

第24条 学生等が、本学の名を冠し、又はそれを意味する名義をもって学外において課外活動をし、若しくは学外団体の活動に参加しようとするときは、原則としてその7日前までに「学外活動届(様式第18号)」を提出しなければならない。

第10章 学内掲示、印刷物の発行及び寄附募集等

(学内掲示)

第25条 学生等が、学内においてポスター、立看板等を掲示しようとするときは、公立大学法人埼玉県立大学施設管理規程(平成22年規程第66号。以下「施設管理規程」という。)に定めるとおりとする。

(印刷物の発行・配布)

第26条 学生等が、本学において新聞、ビラ等(以下「印刷物」という。)を発行し、又は配布しようとするときは、あらかじめ「印刷物発行・配布願(様式第19号)」に当該印刷物を添えて提出し、学長の許可を受けなければならない。ただし、新聞等定期に発行し、又は配布する印刷物で、2回目以降のものについては、当該印刷物1部を提出すれば足りるものとする。

2 印刷物の発行又は配布については、施設管理規程第7条第3項の規定を準用する。

(寄附募集等)

第27条 学生等が、本学において寄附募集、物品販売その他これらに類する行為をしようとするときは、あらかじめ「寄附募集等願(様式第20号)」を提出し、学長の許可を受けなければならない。

第11章 施設等の使用

(施設等の使用)

第28条 学生等が、授業以外の目的で本学の施設又は設備(以下「施設等」という。)を使用しようとするときは、原則として使用期日の7日前までに「施設使用願(様式第21号)」を提出し、施設管理責任者の許可を受けなければならない。

(学生用ロッカーの使用)

第29条 学生は、学生用ロッカーを使用することができるものとする。

(使用上の遵守事項)

第30条 学生等が、施設等を使用するときは、次の各号に掲げる事項を守らねばならない。

- 一 許可を受けた使用目的以外には使用しないこと
- 二 許可を受けた期間及び時間帯を厳守すること
- 三 周辺の秩序を乱さないこと
- 四 施設等を毀損しないこと
- 五 その他許可に際して付された条件及び施設管理責任者の指示に従うこと

(許可の取消し)

第31条 施設管理責任者は施設等を使用する学生等が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消すことができる。

- 一 施設使用願に偽りがあったとき
- 二 許可に際して付された条件及び施設管理責任者の指示に違反したとき
- 三 その他本学の施設等の管理及び使用に係る規程に違反したとき

(毀損等の取扱い)

第32条 学生等は、施設等を毀損し、又は滅失したときは、直ちにその旨を施設管理責任者に届け出なければならない。

2 施設管理責任者は、前項の規定による毀損又は滅失が、学生等の故意又は重大な過失によるものであるときは、当該学生等に原状回復させ、又はその修理若しくは補充に要する経費を負担させるものとする。

(原状の回復)

第33条 学生等は、第28条に規定する使用を終えたとき、又は第31条の規定により使用の許可を取り消されたときは、速やかに施設等を原状に回復するとともに、学生等が搬入した物件を撤去しなければならない。

(使用終了の届出)

第34条 学生等は、施設等の使用を終了したときは、直ちにその旨を届け出て、当該施設等の点検を受けなければならない。

(駐車禁止)

第35条 学生が、自動車を大学構内に駐車することは禁止する。ただし、施設管理責任者が特に認めた場合は、この限りでない。

第12章 雑則

(その他)

第36条 本規程は、研究生、研修生、科目等履修生、特別聴講学生及び聴講生について準用する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成29年5月20日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和2年8月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和3年11月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。